

注意事項

- ・ 2025年4月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。（追加等があった場合、順次更新する予定です。）
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
犯罪被害者等見舞金の受取	犯罪等により受けた被害による経済的負担の軽減を図るための見舞金の受取が可能。	○			交通安全防犯課 (0565-34-6633)
豊田市UIJターン就業・起業者定住応援補助金	婚姻関係に準ずる関係とみなし、世帯として豊田市UIJターン就業・起業者定住応援補助金の受給が可能。	○			都市計画課 (0565-34-6620)
放課後児童クラブの送迎	保護者として放課後児童クラブの送迎が可能。		○		こども・若者政策課 (0565-34-6630)
こども園の送迎	保護者としてこども園の送迎が可能。		○		保育課 (0565-34-6809)
豊田市福祉施設(障がい者のための施設)に関すること	家族関係にあるものとして取扱うこととし、豊田市福祉施設(障がい者のための施設)の利用(手続き、送迎、行事等への参加)が可能。		○		障がい福祉課 (0565-34-6751)
豊田市心身障がい者扶助料の受給者が死亡した際の未払金の受取	豊田市心身障がい者扶助料の受給者が死亡した際の未払金の受取が可能。		○		
豊田市在宅重度障がい者手当の受給者が死亡した際の未払金の受取	豊田市在宅重度障がい者手当の受給者が死亡した際の未払金の受取が可能。		○		